

令和 7 年

経済建設常任委員会

(所管事務調査資料)

「岩見沢市都市計画マスタープラン」等の策定について
(中間報告)

令和7年9月10日(水)

建設部

➤ 策定の目的

現行計画

2006	H18(2006)年3月「都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性」を定めるため『岩見沢市都市計画マスタープラン』を策定
2011/ 2016	「都市計画合併時(岩見沢・栗沢)」・「10年経過の中間期」に見直し
2024	R6(2024)年度 将来を見据えた都市全体の構造や都市機能の立地条件をまとめた『岩見沢市立地適正化計画』を策定
2025	計画期間がR7(2025)年度で満了

現行計画策定以降、人口減少・少子高齢化の進行などの社会情勢の変化に対応するため…

新たな目指すべき都市の将来像の設定と
その実現に向け
「岩見沢市都市計画マスタープラン」を策定

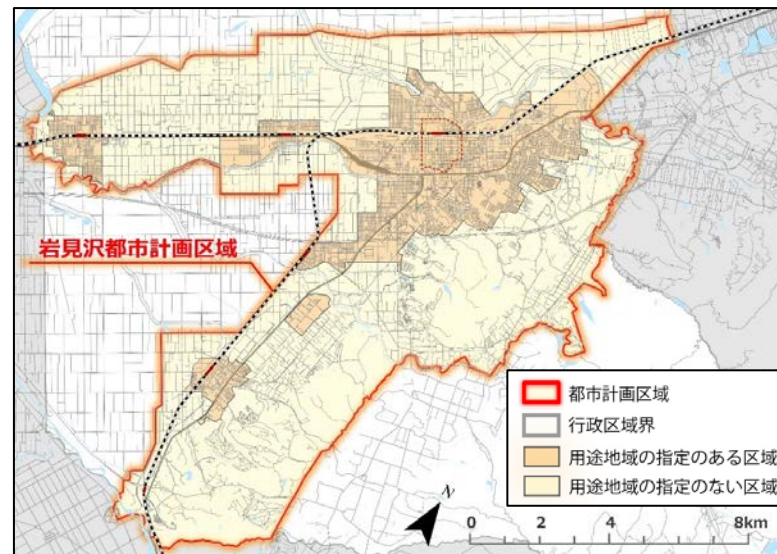
➤ 計画期間

R8(2026)年度 ▶ R27(2045)年度

20年 ※ 10年を目安に見直し ※ 社会情勢などの変化などにより適宜実施

➤ 計画区域

岩見沢都市計画区域全域



※取組内容によっては、岩見沢市行政区域が対象

➤ SDGsとの関連

目指す都市の将来像の実現のための取組により
「持続可能な社会の実現」に寄与



現 況

課 題

現況・将来見通しに関する分析

- ・ 人 口
- ・ 土地利用
- ・ 道路・交通
- ・ 公園・緑地
- ・ 下水道・河川
- ・ 防災・減災
- ・ 財 源

- ・ まちの魅力低下やコミュニティの衰退への対策
- ・ 南空知地域としての都市施設の維持／充実
- ・ 都市機能の適正な配置／まちなか居住／交通ネットワークの確保
- ・ 地域の安全性低下／住環境悪化の抑制対策
- ・ 浸水等の災害リスクの増大への対策
- ・ 公共施設の計画的な修繕／建替

市民および周辺市町村住民の意向把握

- 【市民】
- ・ 望ましい住環境
 - ・ 望ましい生活拠点／第3の居場所づくり
 - ・ 公共交通の利用実態
 - ・ 公園に望むこと
 - ・ 南空知の中心都市としての期待
- 【周辺市町村住民】
- ・ 来訪頻度や来訪手段
 - ・ 住み替えの可能性

- ・ 岩見沢ならではの魅力を充実
- ・ 南空知の中心都市として都市機能を維持
- ・ 商業施設撤退／医療・福祉のサービス機能低下
- ・ 中心市街地の機能やアクセス性の維持
- ・ 公共交通の利便性維持

現行計画の検証

- ・ 29施策(79の取組)の実施状況の聞き取り

- ・ 増加する空き地／空き家の管理と対策
- ・ 公共交通の利用者減少と乗務員の不足(公共交通の維持)
- ・ 限られた財源の中での公共施設維持管理

まちづくり方針

人口減少や
少子高齢化が進行

まちの活力を維持し
高齢者等が安心して
暮らし続ける

- ・ 医療・商業等の都市機能が維持された拠点の形成
- ・ 拠点と周辺地域を結ぶ公共交通機関の確保

若者や子育て世帯等が
住みたいと思う

- ・ まちの魅力向上や新たな価値の創出

自然災害の
頻発化・激甚化

- ・ 都市計画分野における自然災害への対策

まちづくり方針

人口減少を想定した
**持続可能で
コンパクトな
まちづくり**

岩見沢ならではの
地域資源を活用した
**魅力ある
まちづくり**

災害に強い
**安全・安心な
まちづくり**

将来都市構造

拠点と中心軸の形成による まちのコンパクト化

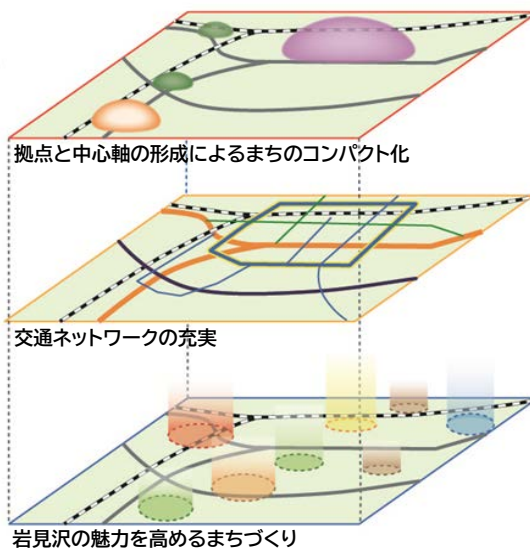
- ・ 岩見沢市の顔となる都市拠点の形成
- ・ 地域の生活を支える地域拠点の形成
- ・ 各拠点における防災機能の維持・充実

交通ネットワークの確保

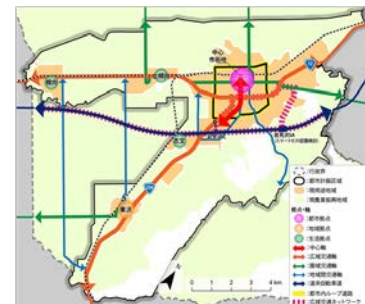
- ・ 拠点と各地域、他都市とを結ぶ公共交通ネットワークの確保
- ・ 市街地の道路ネットワークの充実

岩見沢の魅力を高める まちづくり

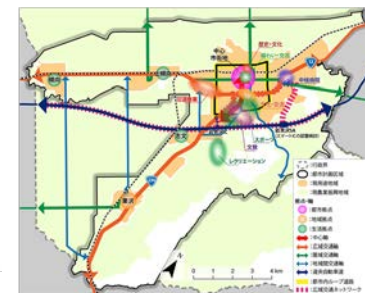
- ・ 各地域の特色や地域資源を踏まえたゾーン設定による、個性と魅力のあるまちづくり



■ 都市構造検討イメージ



■ 拠点と中心軸の形成によるまちのコンパクト化、交通ネットワークの充実を踏まえた都市構造



■ 岩見沢市の将来都市構造図

岩見沢市の将来都市構造

現況・将来見通しに関する分析より

アンケート調査より

まちづくり分野

拠点と中心軸の形成
によるまちのコンパクト化

- ・岩見沢市の顔となる都市拠点の形成
- ・地域の生活を支える地域拠点の形成
- ・各拠点における防災機能の維持・充実

交通ネットワークの確保

- ・拠点と各地域、他都市とを結ぶ公共交通ネットワークの確保
- ・市街地の道路ネットワークの充実

岩見沢の魅力を高めるまちづくり

- ・各地域の特色や地域資源を踏まえたゾーン設定による、個性と魅力のあるまちづくり

- ① 人口減少・少子高齢化の進行
→「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり
- ② 都市機能の維持・充実
→地域特性に応じた複数の拠点形成
- ③ 活用状況に応じた土地利用の見直し
→土地利用に応じた用途変更等
- ④ 空き地・空き家等が広範囲に分布
→都市のスポンジ化防止
- ⑤ 公共交通網の確保
→利用しやすい公共交通の確保
- ⑥ 利用状況に応じた公園・緑地の適切な維持管理
→地区ごとに求められる機能を踏まえた維持管理
- ⑦ 大規模修繕が必要な公共施設の増加
→築年数と財源を踏まえた計画的な維持管理
- ⑧ 洪水浸水想定区域が広範囲に分布
→災害リスクを考慮したまちづくり

- ① 公園・緑地、身近な自然環境が岩見沢の魅力
→身近なレクリエーション環境、ゆとりある居住環境の確保
- ② 商業や医療等の都市機能の維持
→南空知地域の中心として都市機能の維持
- ③ 市民の中心市街地の利用頻度が高い
→中心市街地の機能維持、アクセス性の維持・向上
- ④ 公共交通の利便性に対する関心が高い
→都市機能へのアクセス、札幌へのアクセス利便性の確保

土地利用

道路・交通

公園・緑地

下水道・河川

その他
都市施設

防災・減災

景観・環境

方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
★ 「立地適正化計画」による施設誘導	居住・都市機能の適正配置による 「コンパクト・プラス・ネットワーク」	■	■	■
1-1 良好な「住環境」と「生活利便性」の両立	① 良好な住環境の保全 ② 生活利便性の向上	■		
1-2 魅力ある「まちなか」の形成	① まちなかの魅力向上 ② 子育て環境の充実	■	■	
1-3 「地域特性」を活かしたまちづくり	① 土地利用に応じた用途地域の設定 ② 道路整備に伴う土地利用の検討	■		
1-4 まちづくりへの「市民参加」	① 都市計画提案制度の周知	■	■	■
1-5 「持続可能」な農業の推進	① 農地の保全 ② 農地における無秩序な開発や土地利用の抑制 ③ 用途地域内農地の営農促進	■	■	
1-6 市街地の「スポンジ化」の抑制	① 大規模な未利用公共用地の利活用 ② 空き地・空き家・空き店舗の利活用 ③ 空き地・空き家の適正な管理	■	■	■

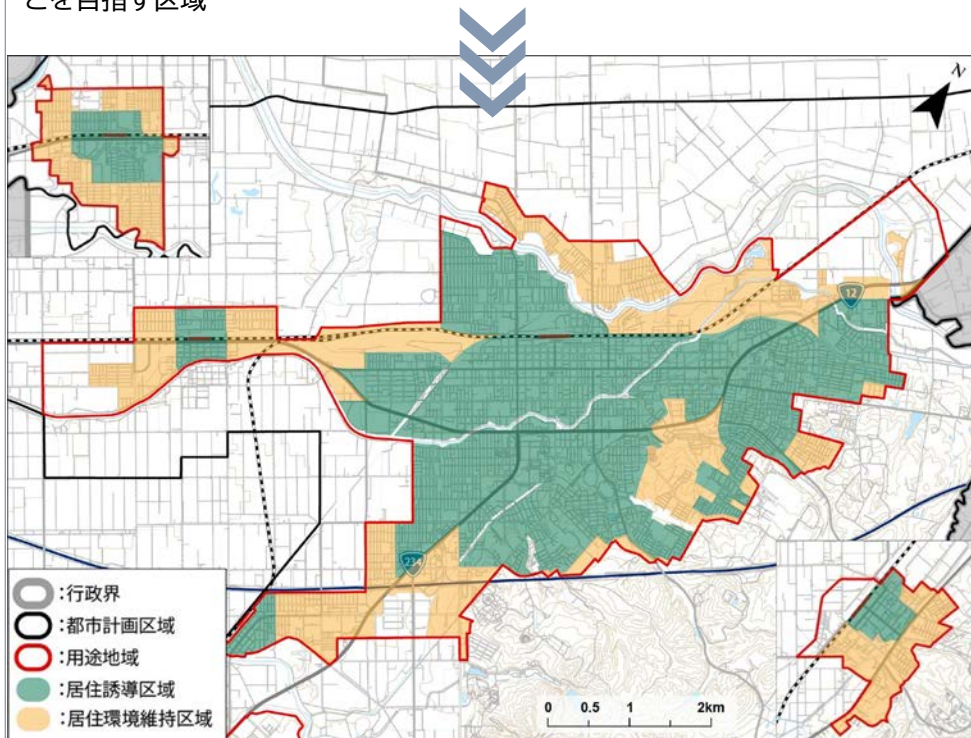
「立地適正化計画」による施設誘導 — 居住・都市機能の適正配置による「コンパクト・プラス・ネットワーク」 —

立地適正化計画

人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるよう、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指すもの

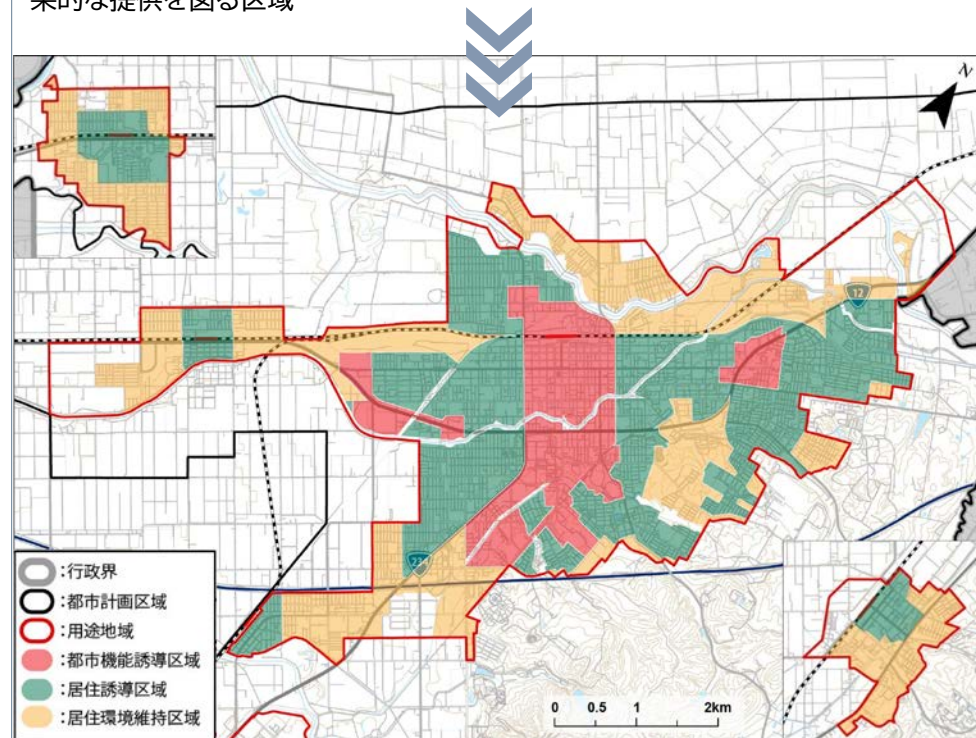
居住誘導区域

生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度を維持することを目指す区域



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し各種サービスの効果的な提供を図る区域

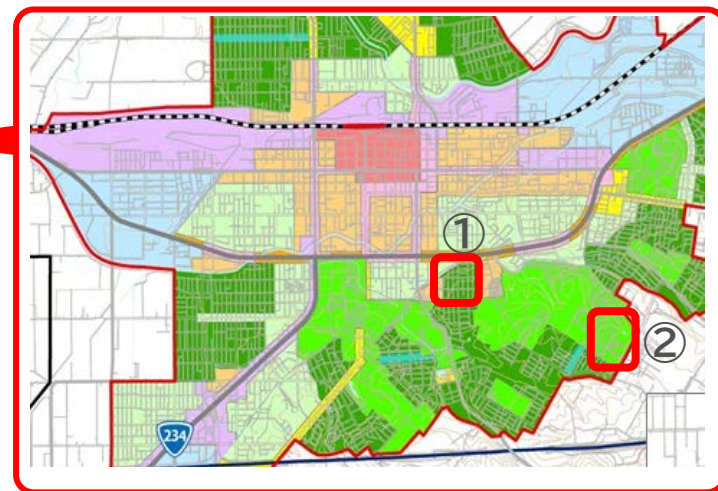
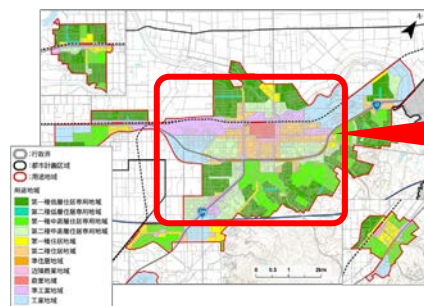


居住環境維持区域

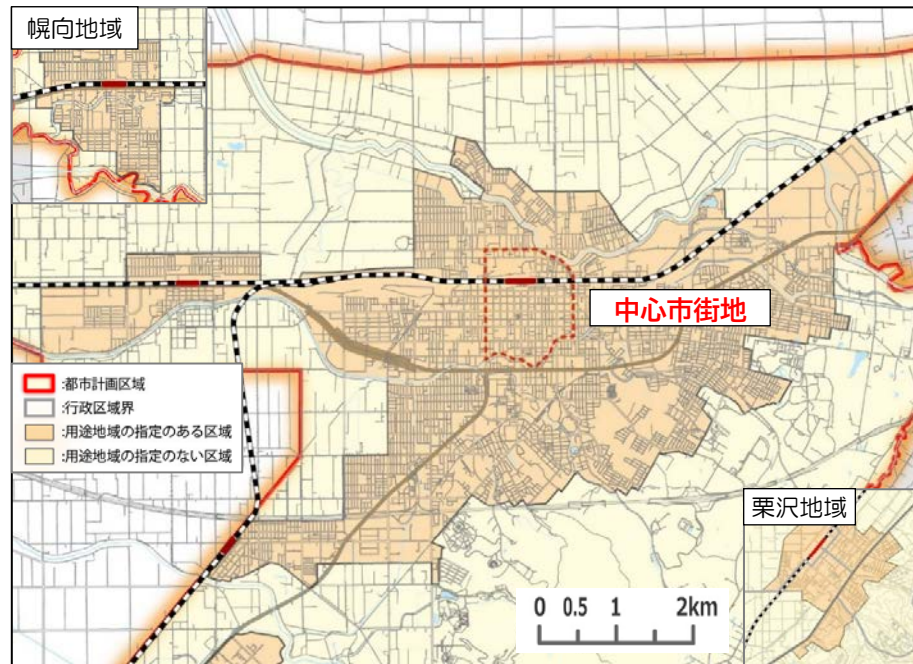
一定の生活利便性を確保しながら、ゆとりある居住環境や住み慣れた地域生活を維持することを目指す区域

1-1 良好な「住環境」と「生活利便性」の両立

取組内容	概 要
① 良好な住環境の 保全	低層住居専用地域の用途制限(規制)の継続
② 生活利便性の 向上	- 用途制限(緩和)と地区計画等(規制)の組み合わせによる住環境の保全と土地利用の促進 - 住宅地の利便性向上につながる店舗などの施設誘導



1-2 魅力ある「まちなか」の形成



💡 まちなか

(「岩見沢市まちなか活性化基本方針」より)

中心市街地の地理的な範囲を表すものではなく、住む、働く、憩うなどの営み・活動を包含したもの

💡 中心市街地

(「岩見沢市まちなか活性化基本方針」より)

地理的エリアを線引きした範囲

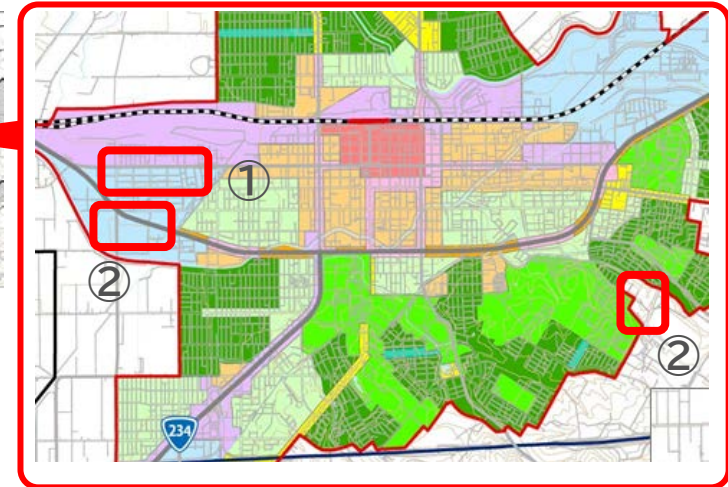
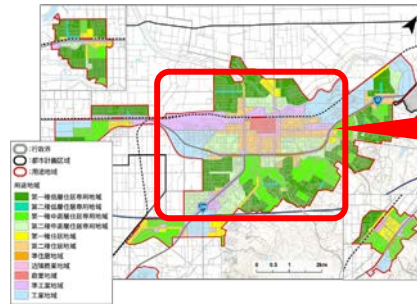
- ・東側：東2丁目通（都市計画道路）
- ・西側：西10丁目通（都市計画道路）
- ・南側：利根別川
- ・北側：北3条通（都市計画道路）、幾春別川

取組内容	概 要
① まちなかの魅力向上	・ 中心市街地を公共空間等の集積により利用しやすいエリアとする ・ 多様な交流促進による地域価値の向上 ・ 回遊の促進による賑わいの創出
② 子育て環境の充実	・ 「えみふる」の活用や子育てに配慮した公営住宅の整備等、子育て世帯の交流を育む環境整備



1-3 「地域特性」を活かしたまちづくり

取組内容	概 要
① 土地利用に応じた用途地域の設定	住宅や商業・工業系用途の建物が混在している地域の利用状況に応じた用途地域の見直し
② 道路整備に伴う土地利用の検討	国道12号平面化や東17丁目通の開設、都市内ループ道路等の整備による沿道土地利用の変化が見込まれる区域の用途地域の見直し



1-4 まちづくりへの「市民参加」

① 都市計画提案制度の周知

都市計画
提案制度

岩見沢市建設部都市計画課HP「都市計画提案制度」より

https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/soshiki/toshi_keikaku/seisaku_keikaku/1/2816.html

まちづくりへの関心が高まる中で、地域の住民の方々が主体となったまちづくりの取組みが多く行われるようになってきています。このような動きを受けて、地域のまちづくりに対する取組みなどを今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、平成15年の都市計画法改正で、都市計画の提案制度が創設されました。

これまでの都市計画行政では、市が作成した案に対して、意見書の提出等により市民の皆さんの意見を取り入れてきましたが、この制度により、市民の皆さんが案を提案することが可能となりましたので、より地域特性を活かしたまちづくりを進められるようになりました。

提案者となる要件

- 提案の対象となる区域の土地の所有者又は借地権者(以下、土地所有者等)
- まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは一般社団法人または一般財団法人
- 民法上の法人以外の営利を目的としない法人
- 独立法人都市再生機構
- 地方住宅供給公社
- まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして都市計画法施行規則第13条の3で定める団体

提案の要件

- 提案を行う区域が都市計画区域内かつ0.5ヘクタール以上の一団の土地であること
- 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- 土地所有者等の3分の2以上の同意(人数及び面積)を得ていること

提案できる内容

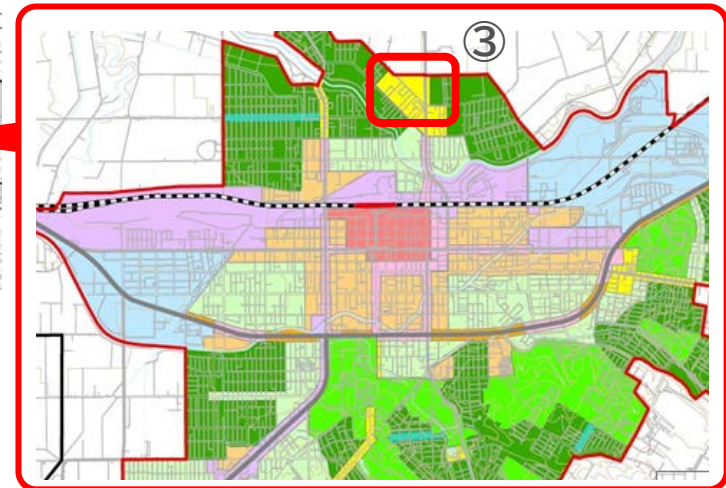
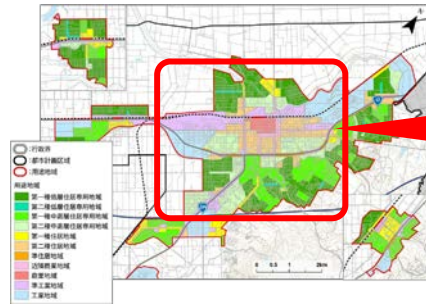
- 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の方針を除く都市計画の内容であればこの制度の対象となる

提案に対する岩見沢市の判断

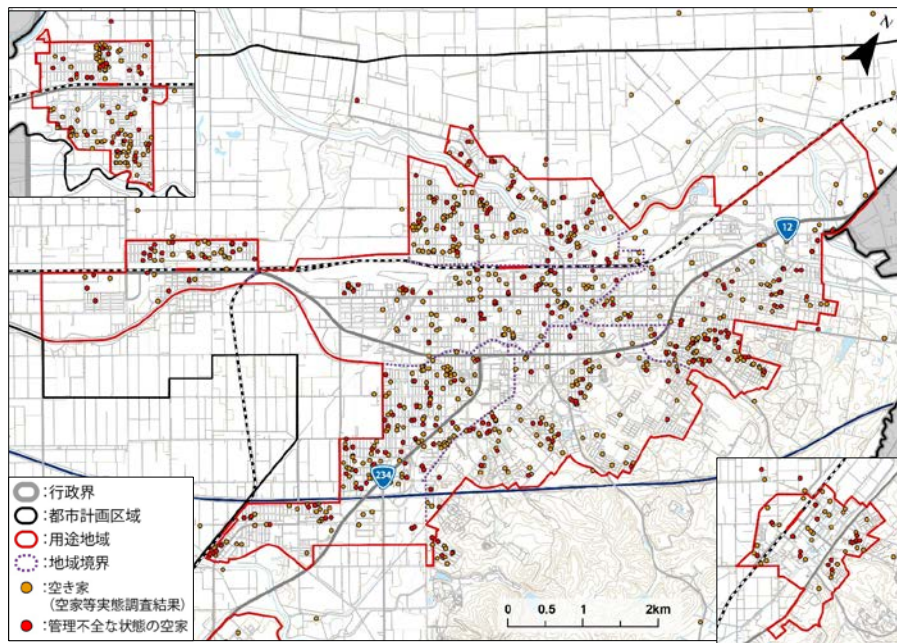
- 市で提案を踏まえて、都市計画の決定または変更をする必要があるか否かについて判断する
- 判断は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準や、まちづくりに関する方針、提案された土地の状況などを総合的に勘案して行う

1-5 「持続可能」な農業の推進

取組内容	概 要
① 農地の保全	- 農地所有者の営農意向等を確認し、耕作放棄地となりえる土地の把握 - 農地として利用可能な土地を斡旋等により地域の担い手となる農業者へ集約
② 農地における無秩序な開発や土地利用の抑制	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等による土地利用の制限がない土地に建てられる建築物に一定の制限をかける特別用途制限地域の指定
③ 用途地域内農地の営農促進	市街地縁辺部の用途地域内にある農地の所有者に営農意向を確認したうえで、用途地域の廃止



1-6 市街地の「スポンジ化」の抑制



取組内容	概要
① 大規模な未利用公共用地の利活用	・ 中央小学校や駒澤大学岩見沢高校跡地等の大規模な未利用公共用地に避難施設の整備等、民間事業者による活用も含めた土地利用方策の検討
② 空き地・空き家・空き店舗の利活用	・ 空き地、空き家、空き店舗の利活用に向けた不動産会社や宅建協会との連携による情報提供や移住・定住促進
③ 空き地・空き家の適正な管理	・ 空き地に関する条例による適正管理の徹底 ・ 空き家マップの作成による実態把握と補助金活用による管理不全空き家の処分



[令和7年度版]

岩見沢市不良空家除却補助金
 市民の安全と生活環境の保全のため、倒壊や建築資材飛散などのおそれがある不良空家の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

補助金を受けるには「事前調査申請」が必要です
 受付期間: 令和7年6月24日(火)～7月25日(金) ※締切の締切日は7月25日必着
 最終調査結果を要付後、不良空家に該当するかを調査し、補助金交付の可否を判断します。

1. 補助対象とする不良空家
 【以下の全てを満たすこと】
 ① 住宅地区区域法に規定する不良住宅で、建築物の主要部損壊による程度が10以上の点以上であること。
 ② 岩見沢市内にあり、船舶1トン以上居住その他の使用がなされていない無用住宅、片居住宅、最長又は延床面積の2分の1以上が住宅の用に供する無用住宅であること。
 ③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。
 ④ 補助を受ける目的で故意に破壊させたものでないこと。

2. 補助対象とする除却工事
 【以下の全てを満たすこと】
 ① 不良空家及び付属する壁面や門扉等の工作物を全て撤去し、所在處を更地とする工事であること。
 ② 建設業法に基づき管理の野郎、又は建設工事に関する資料の管理責任等に関する法律に基づく土木建築工事の監督を受けた事業者が施工する除却工事であること。
 ③ 補助金の交付決定日までに、除却工事に着手していないこと。
 ④ 区分所有建築物の場合は、他の区分所有者全員の同意を得て、全てを撤去する工事であること。

3. 補助対象者(申請者)
 【以下の全てを満たすこと】
 ① 不良空家の所有者又は相続人であること。(法人を除く)
住所変更又は相続人の場合は、全ての同意を得ていること。
 ② 本市において納付すべき市税を滞納していないこと。
 ③ 他の建築物の除却に関する補助(プレミアム建設助成金)を受けていないこと。
 ④ 岩見沢市における暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団員等でないこと。

4. 補助対象経費等
 補助対象経費: 不良空家の除却工事に要する経費(消費税等別当額を除く)
 補助金の額: 補助対象経費の2分の1(限度額50万円)
 算出方法: 補助対象経費の2分の1(限度額50万円)
 算出方法: 補助対象経費の2分の1(限度額50万円)
 ※補助金の交付申請は、同一会計年度内に於いて、1人につき1戸となります。

方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
2-1 交通「ネットワーク」の確保	① 広域的な交通軸の形成 ② 地域間の交通軸の形成	■	■	■
2-2 「道路整備」を契機としたまちづくり	① 岩見沢SA周辺エリアの活用とスマートICの設置 ② 地元産業や地域経済の活性化		■	■
2-3 多様な手段による「交通」の確保	① 地域公共交通の確保 ② 交通空白地域への対策 ③ 自転車利用の推進	■	■	

2-1 交通「ネットワーク」の確保

取組内容	概 要
① 広域的な交通軸の形成	・ 広域交通軸を補完する幹線道路の整備 ・ 緊急輸送道路の無電柱化検討 ・ 道央圏連絡道路へのアクセス道路の整備
② 地域間の交通軸の形成	・ 都市内ループ道路を構成する西20丁目通等の地域間交通軸の整備 ・ 道路整備によるアクセス向上を見越した公共施設再編の検討



2-2 「道路整備」を契機としたまちづくり

取組内容	概 要
① 岩見沢SA周辺エリアの活用とスマートICの設置	・ 東17丁目通周辺(競馬場跡地や孫別公園等)の利活用検討 ・ 新病院へのアクセス向上を図るため岩見沢SAを活用したスマートIC設置に向けた協議
② 地元産業や地域経済の活性化	・ 広域交通や物流の変化を踏まえた地域活性化方策の検討と物流関係施設の誘致等

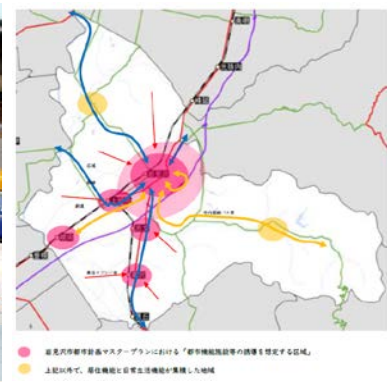


2-3 多様な手段による「交通」の確保

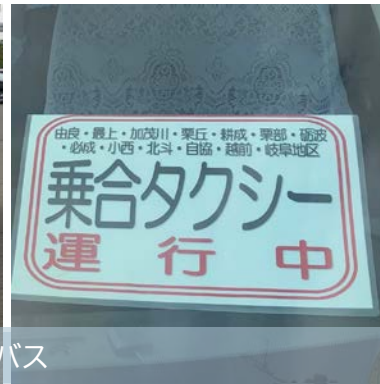
取組内容	概 要
① 地域公共交通 の確保	・ JR函館線と室蘭線の存続に向けた利用の促進 ・ 交通事業者と連携した地域公共交通の確保 ・ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動と仕事の魅力等の情報発信
② 交通空白地域 への対策	・ 路線バスで網羅できない地域へのデマンド型乗合タクシー等代替交通の確保
③ 自転車利用の 推進	・ 自転車通行帯の整備や駐輪場の設置等、自転車交通環境の整備 ・ 安全な自転車利用に関する意識啓発 ・ レンタサイクルの周知やサイクルマップの発信、サイクルラックの設置 ・ 自転車を活用した地域の魅力発信



公共交通体験学習



乗合タクシー／コミュニティバス



レンタサイクル／自転車イベント(北海道そらちグルメフォンド)



方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
3-1 公園・緑地の「再編」と「有効活用」	① 公園機能の見直しと効果的な集約 ② 地域との協働による公園の維持管理の実施	■	■	
3-2 大規模緑地の「魅力」向上と 自然環境の「保全・有効活用」	① 利根別原生林とその周辺の整備および利活用プログラムの構築 ② 丘陵地域における森林整備および木材の利活用		■	■
3-3 公園等を活かした「賑わいづくり」	① 公園や広場等の活用促進		■	

3-1 公園・緑地の「再編」と「有効活用」

取組内容	概 要
① 公園機能の見直し と効果的な集約	・ 利用頻度や公園施設の健全度調査、公園の配置状況等を勘案した公園機能の見直し ・ 集約によりオープンスペースとなる公園の有効活用(地域の雪堆積場等)
② 地域との協働による 公園の維持管理の 実施	・ 町内会との協働による維持管理の負担軽減



3-2 大規模緑地の「魅力」向上と自然環境の「保全・有効活用」

取組内容	概 要
① 利根別原生林と その周辺の整備 および利活用プロ グラムの構築	・ 利根別原生林の保全と大正池の利活用
② 丘陵地域における 森林整備および 木材の利活用	・ 山地災害防止等に向けた森林整備 ・ 木材生産林保全に向けた木材の利活用や流通



3-3 公園等を活かした「賑わいづくり」

取組内容	概 要
① 公園や広場等の活用促進	・ 駅東市民広場等の活用促進による中心市街地の賑わいづくり



公園・広場の利活用(各種イベントの開催)



分野ごとの方針__ 04 下水道・河川 / 05 その他都市施設

方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
4-1 持続可能な「下水道経営」	① 適正な整備と維持管理 ② 下水資源の循環利用促進と市民理解の向上	■		■
4-2 総合的な「治水対策」と「水辺空間」の利用	① 治水対策の推進および河川環境の整備		■	■
5-1 「公共施設」の適正な維持管理	① 都市計画決定した施設の適正な維持管理			■

分野ごとの方針_ 04 下水道・河川

4-1 持続可能な「下水道経営」

取組内容	概 要
① 適正な整備と維持 管理	・ 南光園処理場の機能更新 ・ 下水道幹線管路の耐震化 ・ ウォーターPPP等の民間技術やノウハウの活用
② 下水資源の循環利 用促進と市民理解 の向上	・ 下水汚泥の堆肥化及び発酵処理過程で発生する消化ガスの熱源利用等、資源の循環利用促進 ・ 下水道への市民理解向上に向けた市民周知の継続



4-2 総合的な「治水対策」と「水辺空間」の利用

取組内容	概 要
① 治水対策の推進お よび河川環境の整 備	・ 利根別川等の治水対策による整備と水辺空間としての利活用に向けた親水護岸等の整備 ・ 千本桜並木の維持、クリーン・グリーン作戦等による河川を活用したイベントの継続



5-1 「公共施設」の適正な維持管理

取組内容	概 要
① 都市計画決定した 施設の適正な維持 管理	・「いわみざわ環境クリーンプラザ いわびか」等、 都市計画決定した施設の維持管理

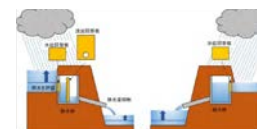


分野ごとの方針__ 06 防災・減災

方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
6-1 「災害に強い」まちづくり	① 災害を想定した避難施設の整備および維持管理 ② 住宅や建築物の耐震化の促進 ③ 治水対策の推進 ④ 被災時における道路網の冗長化 ⑤ 防災に対する市民意識の向上と情報発信	■		■
6-2 安全・安心な「冬の暮らし」	① 除排雪体制の確保 ② 高齢者等に対する冬の暮らしの支援 ③ 冬の暮らしのルールづくり		■	■

6-1 「災害に強い」まちづくり

取組内容	概 要
① 災害を想定した避難施設の整備および維持管理	避難所機能を発揮するため建替、改修等による耐震化及び維持管理
② 住宅や建築物の耐震化の促進	旧耐震建築物の耐震診断や耐震改修の促進
③ 治水対策の推進	自然環境を活用した田んぼダム等の取組を推進
④ 被災時における道路網の冗長化	緊急車両や物資輸送車両等が通行できるよう、西20丁目通の整備や緊急輸送道路の管理
⑤ 防災に対する市民意識の向上と情報発信	避難時に支援が必要な住民情報の把握、避難対応訓練等の実施とSNSによる速やかな情報発信



Q.田んぼダムとは？

A.農業者が水田で営農しながら行う流域治水の取組み
→水田に雨水を一時的に貯留して、地域や下流域の洪水被害のリスクを低減するための取組。
降雨時における排水量のピークを低減し、水路や河川の水位上昇を抑えられる。

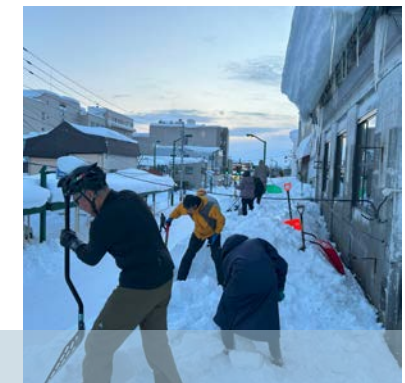


6-2 安全・安心な「冬の暮らし」

取組内容	概 要
① 除排雪体制の確保	- 除排雪対策本部の設置と国、北海道と連携した体制の確保 - 町内会等への排雪作業支援
② 高齢者等に対する冬の暮らしの支援	- 雪下ろしや間口除雪、定期排雪等の支援 - 豪雪パトロールの実施
⑤ 冬の暮らしのルールづくり	- 道路除雪のルールやマナーの周知 - 教育委員会と連携した社会科副読本による「学雪」の実施



雪に負けないまちづくりへ
岩見沢市の除排雪
岩見沢市公式YouTubeチャンネル



デジタル社会科副読本
「いわみざわ」
岩見沢市公式ホームページ



方 針	取組内容	まちづくり方針		
		コンパクト	魅力	災害
7-1 「魅力ある景観」の形成	① 市街地における緑の街並みづくり ② 農村部における緑の街並みづくり ③ 歴史的・観光資源を活かした街並みづくり		■	
7-2 「脱炭素化」の推進	① 多様な再生可能エネルギーの導入検討 ② 建築物の脱炭素化の推進			■

7-1 「魅力ある景観」の形成

取組内容	概 要
① 市街地における緑の街並みづくり	・ 街路樹の間伐、伐採を含めた保全 ・ 緑の街並みづくりへの参加促進
② 農村部における緑の街並みづくり	・ 農地の保全等による農業景観の維持 ・ 市民が農業景観に親しめる環境づくり
③ 歴史的・観光資源を活かした街並みづくり	・ 文化財の保全、炭鉄港の認知度向上等によるまちづくり



7-2 「脱炭素化」の推進

取組内容	概 要
① 多様な再生可能エネルギーの導入検討	・ 再生可能エネルギー導入に向けた支援や制度の拡充 ・ 未利用公共用地での再生可能エネルギー活用の検討
② 建築物の脱炭素化の推進	・ 公共施設の新築、改築時は省エネルギー性の高い建築物を目指す ・ ZEB、ZEHの推進



市役所本庁舎
・ZEB oriented
・内装木質化



「北方型住宅ZERO」の基準に適合し、地域の工務店で建てる住宅を新築又は購入^{※1}する場合に30万円を補助しています。岩見沢市北方型住宅建設費補助金とセットで、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利引き下げ^{※2}が適用になります。

「北方型住宅ZERO」は北海道の気候・風土を熟知したプロによる、地域に根ざした高性能で高品質な住宅の証です。北海道で30年以上培った、快適で豊かな暮らしを創る技術が詰まっています。
北方型住宅ZERO www.kita-smile.jp/kenchiku/post-675/

➤ 継続検討事項

地域別 構 想

地域特性に応じた誘導すべき

- 建築物の用途・形態
- 地域内に整備すべき諸施設
- 円滑な都市交通の確保
- 緑地空間の評価・保全・創出
- 景観形成

各地域像を描き
施策を位置づけるうえで適切なまとまりのある空間の範囲

- 地形等の自然的条件
- 幹線道路等の幹線軸
- 土地利用の状況
- 日常生活上の交流の範囲

地域区分

- 幌向地域
- 上幌向地域
- 中央地域
- 北地域
- 利根別地域
- 鳩が丘地域
- 美園地域
- 栗沢地域

